

令和7年1月24日

酒田市長 矢口明子 様

庄内の海と山を守る会
伊藤えりこ
梅 勝 恵
他 7 名

酒田市沖洋上風力発電事業に関する公開質問状

私たちは、里山、里海を範囲として活動を行っているグループです。

豊かな自然環境を享受し、自然との共生を目的としております。自然が育んだこの素晴らしい風土を大切にしていきたいと考えております。

山林や里山に建設された風力発電、太陽光発電は、本当にサステナブルな開発なのでしょうか。すべてを否定するものではありませんが、地域住民や自然とのコンセンサスが必要と考えております。

現在、里海でも風車建設プロジェクトの調査検討が進められております。酒田市沖で検討されている洋上風力発電施設は、既存の陸上風力の数倍の規模及び出力とうかがっております。完成すれば「眺海の森」からの眺めも一変するものと危惧されます。しかし、里山と里海も一体として存在するものと考えます。里山、里海がもたらすかけがえのない自然は地域住民の宝物であり、未来の子供たちに受け継がれるべきものと確信しております。

さて、2024年9月17日付の酒田市広報において、洋上風力発電の地震津波に対する防災対策について「洋上風力は、諸法令に基づく技術基準に適合し、500年に一度の大地震、50年に一度の高波浪においても構造上安全であることが求められている」と説明されております。高い目標を設定することについて全く異論ありませんが、問題は、高度の安全性をどのようなプロセスで具現化していくかということです。以下、2点の疑問があり、質問状として提出しますので、2月末日までお答え願います。

なお、以下の質問は、鳥海山沖洋上風力を考える会が主催した山梨大学鈴木猛康名誉教授による「日本海東縁部地震帯における地震災害のリスク」と題する昨年5月18日に開催された講演会及び9月14日に酒田市で開催された「日本海沿岸域の津波被害と対策シンポジウム」を踏まえ、地震及び津波対策で抱いた疑問点です。

1. 日本海東縁部海底活断層調査について

今後、文部科学省地震調査研究推進本部による海底活断層調査が予定されております。同調査においては、2014年に実施された日本海東縁部の海底活断層調査を踏まえ、広範囲の音波探査とボーリング調査を行うことにより、より正確な地震規模と発生確率の測定が行われます。加えて、複数の活断層の連動の動き及び津波を分析するための海底の上下動の把握を行うことにより、地震の揺れの性質、地殻変動、津波の大きさといったより詳細な分析が可能になります。

つきましては、上記調査の結果が出るまで、法定協議会及び酒田部会の設置等、経産大臣・国交大臣による促進地域の指定に向けた手続を行うべきでないと考えます。再エネ海域利用法では、「気象、海象その他の自然的条件が適当であること」が促進区域指定の要件とされておりますが、風況が良く発電適地か否かという基準のみで自然条件を判断することは手続として欠落しております。有望区域のなかで想定される地震、津波といった自然災害の可能性をより正確に把握する必要があるのではないのでしょうか。日本海東縁部海底活断層調査を踏まえ、最大規模の地震、津波を把握することなくして、どのようにして、洋上風力の地震・津波対策を構築できますか。

酒田市としてのご意見をお聞かせください。

2. 洋上風力の耐震性及び津波に対する耐強度について

洋上風力発電設備は、外国製の設備の導入が想定されております。海外で開発された発電設備に日本で要求される耐震設計基準がどこまで組み込まれ、日本の気候条件に合ったいわゆる日本仕様で改良されているのでしょうか。また、陸上風力の設計審査は、高層建物を対象とした建築基準法に基づく設計審査に準拠していると認識しております。海底活断層により近接し、海洋気象の影響を受ける洋上風力に、陸上風力の基準をそのまま適用できるのでしょうか。

そもそも、津波に対する耐津波設計は地震に対する耐震設計と異なります。地震工学の専門家である鈴木猛康先生は、最大規模の津波が到来した場合、その波力に耐えうる洋上風力の津波設計法は未だ確認できていないとの指摘を行っております。加えて、津波は水深が浅いと波高が高く流れが強くなる性質を持つこと、他、陸側からの漂流物の衝突の可能性、津波による海底での洗掘といった問題点も指摘されるところです。

以上の点を踏まえ、以下の質問をいたします。

- (1) 文部科学省地震調査研究推進本部による海底活断層調査が未だ行われておらず、よって、最大規模の地震及び津波が正確に把握されていない段階では、そもそも、洋上風力の耐震性及び津波耐強度の審査はできないのでありませんか。
- (2) 現段階において、事業者が提出する洋上風力発電設備の構造に対する耐震設計、津波耐強度設計の審査体制及び基準が確立されているとお考えですか。
 - (2-1) 確立されているとの立場に立つ場合、以下の質問にお答え願います。
 - i) 利害関係を持たない公正な専門家による審査体制が構築されていますか。
 - ii) 洋上風力の耐震設計審査は陸上高層建築と同じ基準で行うのですか、異なるとすれば、どの点において異なりますか。
 - iii) 津波耐強度の審査基準はどのような内容のものでしょうか。具体的な名称及び根拠を説明願います。
 - (2-2) 構築途上であるという立場に立つ場合、以下の質問にお答え願います。
 - i) 現段階でどこまで検討が進んでおりますか。今後の計画を含め、お答え願います。
 - ii) 審査体制及び基準が確立されていない段階で、再エネ海域利用法に基づく諸手続
具体的には、経産大臣及び国交大臣による促進区域の指定、事業者公募の実施と事業者の選定、国交大臣による海域の占用許可といった手続をどこまで行うことが妥当と考えますか。